

これから年金をお受け取りの方

年金をお受取りになるには、以下のような手続きが必要です

厚生年金に加入された方

国民年金のみに加入された方

60歳～
64歳の
3ヵ月前

厚生年金に一年以上加入された方は、「特別支給の老齢厚生年金」の請求ができます。

支給開始年齢は、生年月日により段階的に引き上げられています。

※支給開始年齢よりも早く年金をお受取り頂くこともできます。(繰上げ請求)

手続きに関するご案内とともに『年金請求書』が支給開始年齢の3ヵ月前にご自宅に郵送されます。



厚生年金 支給開始年齢

共済年金 支給開始年齢

この期間は
65歳まで
お待ちください

60歳

男性 生年月日	昭和28年4月1日まで
女性 生年月日	昭和33年4月1日まで

男女共 生年月日	昭和28年4月1日まで
-------------	-------------

61歳

男性 生年月日	昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日まで
女性 生年月日	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日まで

男女共 生年月日	昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日まで
-------------	---------------------------

62歳

男性 生年月日	昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日まで
女性 生年月日	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日まで

男女共 生年月日	昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日まで
-------------	---------------------------

63歳

男性 生年月日	昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日まで
女性 生年月日	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日まで

男女共 生年月日	昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日まで
-------------	---------------------------

64歳

男性 生年月日	昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日まで
女性 生年月日	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日まで

男女共 生年月日	昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日まで
-------------	---------------------------



JAに
おまかせ
ください

最寄りの年金事務所で
請求手続きを行います

65歳の
3ヵ月前

60歳～64歳までの間に厚生年金を受けられるにも関わらず未請求の方には、『年金請求書』が送られてきます。

手続きに関するご案内とともに『年金請求書』が支給開始年齢の3ヵ月前にご自宅に郵送されます。



65歳

男性 生年月日	昭和36年4月2日以降
女性 生年月日	昭和41年4月2日以降

男女共 生年月日	昭和36年4月2日以降
-------------	-------------

男女共	生年月日に関係なく 65歳支給開始
-----	----------------------

JAに
おまかせ
ください

最寄りの年金事務所で
請求手続きを行います

JAに
おまかせ
ください

最寄りの年金事務所か、
市区町村役場の担当部署で
請求手続きを行います

※第3号被保険者期間、カラ期間のある方は
住所地を管理する年金事務所

※手続きは年金事務所または街角の年金相談センターでも行うことができます。